

# インプラント10年保証規約

## 第1条(保証規約の目的)

本保証規約は、ガイドドント認定会員が、その被保証者に対して行うインプラント治療の長期品質保証(インプラント第1次治療後から導入を開始するものであり、以下「インプラント保証」といいます。)にかかる内容を規定するものです。

## 第2条(用語の定義)

この保証規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1)ガイドドント・ネット  
株式会社ガイドドント(以下「ガイドドント」といいます。)が運営し、ガイドドント認定会員等で構成される再治療ネットワーク組織をいいます。
- (2)ガイドドント認定会員  
ガイドドントから認定された適格歯科医療機関またはその歯科医師をいいます。
- (3)被保証者  
保証規約に基づくインプラント保証の対象者で、保証登録後、インプラント10年保証書(以下「保証書」といいます。)に記載された被保証者をいいます。
- (4)インプラント体  
チタン素材における人工歯根で、上部構造に対して下部構造をいいます。
- (5)上部構造  
インプラントの上部に連結する人工の歯をいいます。
- (6)定期メンテナンス  
被保証者が、インプラント保証を受けるために受診しなければならない定期のメンテナンスであり次表に規定する項目をいいます。

メンテナンス項目	メンテナンスの内容
(a) 再検査とその評価	インプラント周囲の軟組織および硬組織の検査・診断・咬合のチェック、X線検査及び被保証者のブラークコントロールの評価
(b) メンテナンス処置	ガイドドント認定会員等による被保証者への注意事項説明、ブラークコントロールの強化の指導、歯石除去、インプラント周囲の研磨および咬合調整
(c) コンポーネントに関する不具合への対応	アバットメントスクリューなどのネジ構造物の締め直し、交換、ポーセレンやレジンの部品の修理、メタルフレームの変形及び破折の処理
(d) 軟組織、硬組織の疾患の処置	アバットメントや上部構造の清掃および滅菌処置

- (7)インプラント第1次治療  
インプラント治療において、歯を喪失した部分にインプラント体を埋め込む手術をいいます。
- (8)保証部位  
保証書の埋入部位に記載されたインプラント体および上部構造(付属するすべてのパーツを含みます)をいいます。
- (9)再治療  
インプラント治療を行った保証部位を再び治療することをいいます。
- (10)保証期間  
保証書に記載された品質保証期間をいいます。

## 第3条(被保証者の遵守義務)

1. 被保証者は、ガイドドント認定会員(以下「認定会員」といいます。)において保証期間の初日から2年間間は1年に2回以上、3年目以降は1年に1回以上のメンテナンスを受けることを要します。
2. 前項の規定にかかわらず、被保証者が、次のいずれかの事由に該当した場合に限り、ガイドドント・ネットを利用して他の認定会員、または、他の歯科医療機関(歯科診療所または病院のごとき。)において、前項に規定する定期メンテナンスを受けることができます。
  - (1)被保証者の転居により、認定会員において、定期メンテナンスを受けることが地理的に著しく困難になったと認められるとき
  - (2)認定会員の転院または閉院により、当該認定会員において、定期メンテナンスを受けることが著しく困難になったと認められるとき
  - (3)その他認定会員において、定期メンテナンスを受けることができない前2号に掲げる事由と同程度の事由があるとき
3. 前項の事由が生じたときは、被保証者は、すみやかにガイドドント認定会員またはガイドドント(以下「認定会員等」といいます。)に通知してください。

## 第4条(インプラント保証の内容)

1. 認定会員は、被保証者が、保証期間中に次のいずれかに該当したとき(以下「再治療事由」といいます。)保証書記載の額を限度に、無償で再治療を行います。
  - (1)認定会員の指示に従い、定期メンテナンスを受診され、口腔内において正常に機能していた状態で、保証部位が脱落または破折したとき
2. 前項の規定にかかわらず、被保証者が、保証期間中に次のいずれかに該当または起因して保証部位が脱落または破折したときは、有償で再治療を行います。
  - (1)被保証者の故意または重大な過失
  - (2)被保証者の定期メンテナンス不履行
  - (3)ガイドドント認定会員以外で行われたインプラント治療
  - (4)被保証者の自給行為、犯罪行為または闘争行為
  - (5)保証部位の自然の消耗・摩滅・さび・腐敗・変質・変色等
  - (6)地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (7)洪水、高潮、暴風、台風などによる水災
  - (8)戦争、外国の武力行使、テロ行為、革命、内乱、武装反乱その他これに類似の事変または暴動
  - (9)インプラント体・上部構造の瑕疵を原因とした身体障害
  - (10)その他本保証規約に反する行為
3. 被保証者が、認定会員以外において再治療を受けるときは、本条の規定は適用しません。

## 第5条(他のガイドドント認定会員における再治療)

1. 被保証者が、次のいずれかの事由に該当した場合に限り、ガイドドント・ネットを利用して、他の認定会員において、第4条(インプラント保証の内容)に規定する再治療を受けることができます。
  - (1)被保証者の転居により、認定会員において再治療を受けることが地理的に著しく困難になったと認められるとき
  - (2)認定会員の転院または閉院により、当該認定会員において、再治療を受けることが著しく困難になったと認められるとき
  - (3)その他認定会員において、再治療を受けることができない前2号に掲げる事由と同程度の事由があるとき
2. 前項を適用する場合において、被保証者が再治療事由に該当したときは、他の認定会員が、次表の額を限度に、無償で再治療を行います。
3. 第1項の事由が生じたときは、被保証者は、すみやかに認定会員等に通知してください。

保証部位	保証限度額
(1)インプラント体	200,000円
(2)上部構造	100,000円

## 第6条(再治療請求の手続)

1. 被保証者は、第4条(インプラント保証の内容)に定める再治療事由に該当したときは、無償で再治療を受けることができます。
2. 再治療事由に該当したときは、被保証者は、すみやかに認定会員等に通知してください。
3. 第1項の規定にかかわらず、被保証者が、保証書を認定会員等に提示しなかったとき、または本保証規約に基づく再治療事由の該当が認められなかったときは、有償で再治療を行います。

## 第7条(再治療請求権の消滅)

再治療を請求する権利は、再治療事由に該当した日からその日を含めて2年間請求がない場合には消滅します。

## 第8条(被保証者の住所の変更)

1. 被保証者が、住所または通信先を変更した場合には、すみやかに、認定会員等に通知してください。
2. 前項の通知がなかった場合には、認定会員等の知った最終の住所または通信先に発した通知は、被保証者に到達したものとします。

## 第9条(インプラント保証の解除)

1. 次のいずれかに該当する場合には、保証期間中であっても、認定会員等が指定する日をもってインプラント保証を解除することができます。
  - (1)被保証者の詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
  - (2)被保証者が、正当な理由なく、認定会員等が求める書類の提出を拒み、または認定会員等が行う調査を正当な理由がなく妨げたとき、もしくは、認定会員等が求める事実を告げず、もしくは不実のことを告げたとき
  - (3)被保証者が、再治療請求に際して、保証書を改ざんし、または改ざんされた保証書を提示したとき
  - (4)被保証者が、認定会員等の求めにもかかわらず、第3条(被保証者の遵守義務)に規定する義務を遵守しないとき
2. 認定会員等は、前項の規定により、インプラント保証が解除された場合には、当該解除日以降のインプラント保証を行いません。
3. インプラント保証の解除は、解除日以降、将来に向かってのみ、その効力を生じます。
4. インプラント埋入手術後のインプラント保証の解約および返金は致しません。

## 第10条(インプラント保証の消滅)

次のいずれかに該当した場合、該当した時からインプラント保証は消滅したものとします。

- (1)被保証者が死亡したとき
- (2)保証書に記載された保証限度額に到達したとき

## 第11条(インプラント保証の適用範囲)

インプラント保証は、日本国内においてのみ有効とします。

## 第12条(保証書の無効)

次のいずれかに該当する保証書は無効とします。

- (1)インプラント手術医および上部構造担当医の署名のない保証書
- (2)保証書記載事項の全部または一部の記入をせずに交付された保証書
- (3)保証書記載事項に改ざんまたは訂正のある保証書

## 第13条(損害賠償)

被保証者が、本保証規約に違反したとき、または、その他不法行為によって保証期間内に認定会員等に損害を与えたときは、認定会員等は、被保証者に対して損害賠償を求めることがあります。

## 第14条(保証規約の変更)

ガイドドントは、事前の通知、被保証者の承諾なしに本保証規約を改定、変更することができます。ただし、この改定、変更を適用する場合には、被保証者に事前に通知をするものとします。

## 第15条(保証規約に定めのない事項)

本保証規約に定めのない事態が生じた場合には、ガイドドントが、誠実に取扱いを決定します。

2010年12月1日改定  
2011年1月1日改定  
2011年12月1日改定  
2012年7月1日改定  
2013年5月1日改定  
2014年5月1日改定



お問い合わせ インプラント保証サポートデスク

TEL.0120-418-367

(平日:10:00~18:00)

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷1-34-14 宝ビル3F 株式会社ガイドドント